

(3) 事前調査結果等の適切な掲示の確保

勸告	説明図表番号
<p>解体等工事を行う事業者は、大防法第18条の17第4項並びに大防法施行規則第16条の9及び第16条の10の規定に基づき、当該工事が特定工事に該当するかどうかにかかわらず、当該工事の期間中、解体等工事現場において、i) 事前調査の結果、ii) 調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名、iii) 調査を終了した年月日、iv) 調査の方法、v) 当該工事が特定工事に該当する場合は、大防法施行令第3条の3に定められている特定建築材料の種類を、公衆に見やすいように掲示板を設けることにより掲示（以下「事前調査結果の掲示」という。）しなければならないこととされている^(注1)。</p> <p>(注1) 解体等工事の現場において、事前調査が不十分でアスベストの飛散事例が確認されたことなどを背景に、事前調査の結果等の情報開示範囲を拡充し、工事現場周辺の住民の不安解消を図るため、平成25年6月の大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号。平成26年6月施行）において新設された。</p>	表2-(3)-①
<p>また、解体等工事において、特定粉じん排出等作業を行う場合、事業者は、事前調査結果の掲示に加え、大防法第18条の14及び大防法施行規則第16条の4の規定に基づき、当該作業の実施期間中、i) 大防法に基づく届出の年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名、ii) 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名、iii) 当該作業の実施期間、iv) 当該作業の方法、v) 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所を、解体等工事現場の見やすい箇所に掲示（以下「作業方法等の掲示」という。）しなければならないこととされている。作業方法等の掲示の場所については、環境省は、飛散防止対策マニュアルにおいて、事前調査結果の掲示と同様、「周辺住民からも見やすい場所に設けられることが望ましい」としている。</p> <p>今回、39区市において、平成27年4月から7月までの間に行われた解体等工事の現場から、各地域3か所程度、計116か所を抽出^(注2)し、解体等工事期間中の各現場における事前調査結果の掲示及び作業方法等の掲示の状況を調査したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>(注2) 当省の調査時点において、大防法に基づく届出がある解体等工事現場と、届出がない解体等工事現場の数が同数程度になるよう選定した。</p>	表2-(3)-①（再掲） 表2-(3)-②
<p>(解体等工事現場における事前調査結果等の掲示状況)</p> <p>ア 事前調査結果の掲示状況</p> <p>事前調査結果の掲示は、解体等工事が特定工事に該当するかどうかにかかわらず（ただし、特定工事に該当しないことが明らかなものとして大防法施行規則第16条の5で定める建設工事の場合を除く。）、当該工事の期間中、行わなければならないとされている。調査した116か所の解体等工事現場における事前調査結果の掲示状況をみると、表1のとおり、公衆に見やすい場所に掲示がないもの</p>	表2-(3)-③

が37か所（32%）、掲示は行われているが掲示内容に不備（法定掲示事項の一部未掲示）があるものが20か所（17%）みられた。これらのケースについて、大防法に基づく届出（下表の注2参照）の有無別にみると、いずれも届出がない場合（掲示なし：64か所中28か所（44%）、掲示内容に不備あり：64か所中15か所（23%））の方が届出がある場合（掲示なし：52か所中9か所（17%）、掲示内容に不備あり：52か所中5か所（10%））より多いものとなっている。

表1 解体等工事現場における事前調査結果の掲示状況

区分	調査対象解体等工事現場数	公衆に見やすい場所に 掲示あり			掲示なし		
		掲示内容 が適正な もの	掲示内容 に不備が あるもの (注3)	小計	解体等工 事期間中 に掲示を 行ってい ないもの	解体等工 事終了前 に掲示を 撤去し たもの	小計
大防 法に 基 づ く 届 出 が あ る も の (注2)	52か所 (100%)	38か所 (73%)	5か所 (10%)	43か所 (83%)	1か所 (2%)	8か所 (15%)	9か所 (17%)
大防 法に 基 づ く 届 出 が な い も の (注2)	64か所 (100%)	21か所 (33%)	15か所 (23%)	36か所 (56%)	27か所 (42%)	1か所 (2%)	28か所 (44%)
合計	116か所 (100%)	59か所 (51%)	20か所 (17%)	79か所 (68%)	28か所 (24%)	9か所 (8%)	37か所 (32%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 大防法に基づく届出があるものとは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の場合であり、また、大防法に基づく届出がないものとは、特定粉じん排出等作業を伴わない建設工事の場合である。

3 掲示内容に不備があるものとは、大防法により掲示することとされている事項の一部（調査を行った者の氏名又は名称及び住所等）が掲示されていないものをいう。

イ 作業方法等の掲示状況

作業方法等の掲示は、特定粉じん排出等作業の実施期間中、行わなければならないとされている。今回調査した116か所の解体等工事現場のうち、当省が事前調査結果の掲示状況を調査した際、当該作業の実施期間中であった44か所の作業方法等の掲示状況をみたところ、表2のとおり、解体等工事現場周辺の住民にとって見やすい場所に掲示がないものが1か所（2%）、掲示は行われているが掲示内容に不備（法定掲示事項の一部未掲示）があるものが6か所（14%）みられた。

表2-(3)-④

表2 解体等工事現場における作業方法等の掲示状況

調査対象解体等工事現場数	解体等工事現場周辺の住民にとって見やすい場所に掲示あり			掲示なし
	掲示内容が適正なもの	掲示内容に不備があるもの	小計	
44か所 (100%)	37か所 (84%)	6か所 (14%)	43か所 (98%)	1か所 (2%)

(注) 当省の調査結果による。

(掲示義務が遵守されていない原因とその対処例)

以上のように、解体等工事現場における事前調査結果の掲示及び作業方法等の掲示義務については、必ずしも十分に遵守されておらず、これについては、以下のことに起因するものと考えられる。

- ① 解体等工事を行う事業者が、大防法に基づく事前調査結果の掲示及び作業方法等の掲示の必要性、掲示事項の内容及び掲示期間を十分に承知していないこと。
- ② 特定粉じん排出等作業を伴わない建設工事を行う事業者の場合、大防法に基づく届出が必要ないことから、県市の大防法担当部局に接触しないため、事前調査結果の掲示の必要性を認識する機会がないこと。

なお、②に関しては、調査した県市の中には、大防法に基づく届出が必要ない解体等工事に対しても、騒音規制法等に基づく届出や建設リサイクル法に基づく届出を活用し、事業者に対し、事前調査結果の掲示義務を周知している例（2県市）がみられた。

表2-(3)-⑤

【所見】

したがって、環境省は、解体等工事に伴うアスベストの飛散・ばく露に対する住民の不安解消を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 県市に対し、大防法に基づく事前調査結果の掲示及び作業方法等の掲示の必要性並びに掲示事項の内容及び掲示期間について、飛散防止対策マニュアルを踏まえて掲示義務の遵守が図られるよう、事業者への周知徹底を要請すること。
- ② 大防法に基づく届出がない解体等工事についても事業者により掲示義務が適切に遵守されるよう、県市に対し、効果的な取組例を周知し、促すこと。

表2-3-① 事前調査結果の掲示及び作業方法等の掲示に関する大防法の規定

<事前調査結果の掲示関係>

○ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抜粋）

（解体等工事に係る調査及び説明等）

第18条の17 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。次項及び第26条第1項において同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、環境省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第18条の15第1項第4号から第7号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 （略）

3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（第26条第1項において「自主施工者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4 第1項及び前項の規定による調査を行つた者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

○ 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）（抜粋）

（特定工事に該当しないことが明らかな建設工事）

第16条の5 法第18条の17第1項の環境省令で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

- 一 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの
- 二 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

（解体等工事に係る掲示の方法）

第16条の9 法第18条の17第4項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

（解体等工事に係る掲示の事項）

第16条の10 法第18条の17第4項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第18条の17第1項又は第3項の規定による調査を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 調査を終了した年月日
- 三 調査の方法
- 四 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

<作業方法等の掲示関係>

○ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抜粋）

（定義等）

第2条（略）

2～11（略）

12 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

（作業基準）

第18条の14 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

○ 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）（抜粋）

（特定建築材料）

第3条の3 法第2条第12項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- 一 吹付け石綿
- 二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）

（特定粉じん排出等作業）

第3条の4 法第2条第12項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

○ 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）（抜粋）

（作業基準）

第16条の4 石綿に係る法第18条の14の作業基準は、次のとおりとする。

- 一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。
 - イ 法第18条の15第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ニ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 二（略）

（注） 下線は当省が付した。

表2-3-② 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」(平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課)(抜粋)

第2章 大気汚染防止法における石綿飛散防止対策の解説
2.4 作業基準
(1) 掲示
<p>特定粉じん排出等作業の実施の期間や作業の方法等の事項を表示した掲示板を設けることが作業基準に規定(施行規則第16条の4第1号)されていることから、当該掲示板が設けられていない場合は、法第18条の1に規定される作業基準適合命令等の対象になり得るものとなる。当該掲示板は、周辺住民からも見やすい場所に設けられることが望ましい。</p> <p>なお、掲示については、具体的な様式が定められておらず、他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えないものとされており、また、他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を重複して表示する必要もないとされている。</p>

(注) 下線は当省が付した。

表2-3-③ 解体等工事現場における事前調査結果の掲示状況

区分	調査対象 解体等工 事現場数	公衆に見やすい場所に掲示あり							掲示なし	
		うち、 掲 示 内 容 が 適 正 な も の	うち、 掲 示 内 容 に 不 備 が あ る も の	左の内訳				うち、 解 体 等 工 事 終 了 前 に 撤 去		
				調査を行った 者の氏名・名 称及び住所 (法人の場合、 代表者の氏名)	調査を 終了し た年月 日	調査の 方法	アスベ スト含 有建 材の 種類			
大防 法に 基づ く届 出あ り	52か所 (100%)	43か所 (83%)	38か所 (73%)	5か所 (10%)	5か所 (10%)	1か所 (2%)	0か所	1か所 (2%)	9か所 (17%)	8か所 (15%)
大防 法に 基づ く届 出な し	64か所 (100%)	36か所 (56%)	21か所 (33%)	15か所 (23%)	13か所 (20%)	7か所 (11%)	4か所 (6%)	1か所 (2%)	28か所 (44%)	1か所 (2%)
合計	116か所 (100%)	79か所 (68%)	59か所 (51%)	20か所 (17%)	18か所 (16%)	8か所 (7%)	4か所 (3%)	2か所 (2%)	37か所 (32%)	9か所 (8%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 大防法に基づく届出があるものとは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の場合であり、また、大防法に基づく届出がないものとは、特定粉じん排出等作業を伴わない建設工事の場合である。
 3 掲示内容に不備があるものとは、大防法により掲示することとされている事項の一部(調査を行った者の氏名又は名称及び住所等)が掲示されていないものをいう。
 4 複数の掲示事項を表示していない場合があるため、「うち、掲示内容に不備あるもの」欄と「左の内訳」欄の合計は一致しない。

表2-(3)-④ 解体等工事現場における作業方法等の掲示状況

調査対象 解体等工 事現場数	解体等工事現場周辺の住民にとって見やすい場所に掲示あり					掲示なし
	うち、 掲示内容が適正 なもの	うち、 内容に不備があ るもの	左の内訳			
			大防法に基づく届出の 年月日及び届出先、届 出者の氏名又は名称及 び住所（法人の場合は、 その代表者の氏名）	アスベスト除去等 作業を行う者の氏 名又は名称及び住 所（法人の場合は、 その代表者の氏名）		
44か所 (100%)	43か所 (98%)	37か所 (84%)	6か所 (14%)	4か所 (9%)	2か所 (5%)	1か所 (2%)

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-⑤ 騒音規制法等に基づく届出又は建設リサイクル法に基づく届出の機会を活用し、事業者に対し事前調査結果の掲示義務を周知している例

県市名	概 要
千葉市	千葉市は、解体等工事で重機等を使用する場合、騒音規制法等に基づく届出が行われるケースが多いことから、この機会を捉えて、事業者に対し、「アスベストの調査結果の掲示・施主への説明はお済みですか？」(チラシ)を配布し、第三者に見やすい位置に事前調査結果を掲示しなければならないこと等を周知している。
川崎市	川崎市は、大防法に基づく届出がない解体等工事であっても、建設リサイクル法に基づく届出が行われるケースが多いことから、この機会を捉えて、事業者に対し、「発注者・解体工事業者の皆様へ」(チラシ)を配布し、事前調査結果の掲示等の必要性を含め、事業者が遵守すべき事項を周知している。

(注) 当省の調査結果による。